

介護報酬の算定に係る体制の変更について

新規指定申請時に提出した「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の内容が変更になる場合には、必要書類を提出してください。（例：新たに加算を算定する場合など）

人員基準欠如の場合や介護報酬を減額して請求する際にも、体制の変更手続きが必要です。

体制の変更を行わないと、県国保連による支払の審査でエラーとなり、介護報酬の支払ができない場合がありますので、注意してください。

<提出書類>

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制状況等一覧表
- ③ 介護給付費算定に係る体制状況一覧表【介護予防サービス】
- ④ その他添付書類（必要書類は、県のホームページでご確認ください。）

<提出期限>

■以下のサービスについては、**変更を予定する月の前月 15 日までに**提出してください。

- ① 居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を除く。）
- ② 介護予防サービス（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）

例：10月1日から変更する場合は、9月15日まで

■以下のサービスについては、**変更を予定する月の初日までに**提出してください。

- ① 居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護）
- ② 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
- ③ 介護予防サービス（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護）

例：10月1日から変更する場合は、10月1日まで

※届出の締め切りは必着です。（郵便の消印の日付ではありません。）

提出期限が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（1月1日）の場合は、土・日・祝日の前日（前日が土・日・祝日の場合は前々日、前々日が土・日・祝日の場合は前々日の前日）が、提出期限となります。

なお、年末12月29日から31日は閉庁日となりますので提出期限は28日となります。ただし、28日が土・日の場合の取扱いは上記のとおりです。

また、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、前途の提出期限に関わらず速やかに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等を提出してください。